

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティングを提供しております。「世界をデザインする」というビジョンのもと、「カッコいい会社を増やす」をミッションに掲げ、業界を問わず、お客様の多様なニーズに柔軟に対応しながら、「世の中にまだない新しい価値を提供する」コンサルティング会社を目指しております。当社は、今後も継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

この基本的な考え方のもと、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化に取り組んでまいります。今後もコーポレート・ガバナンスの強化を通じて、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社グーニーズ	30,000,000	43.48
前田 知紘	4,200,000	6.09
河野 智晃	2,676,000	3.88
佐々木 耕平	2,568,000	3.72
加藤 博己	2,568,000	3.72
小松 亮太	2,568,000	3.72
株式会社ファン	2,400,000	3.48
株式会社リーフ	2,400,000	3.48
株式会社ノーヴェ	2,400,000	3.48

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社グーニーズ、株式会社ファン、株式会社リーフ及び株式会社ノーヴェは、それぞれ当社役職員である前田知紘、佐々木耕平、加藤博己及び小松亮太の資産管理を目的とする会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	1 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現状コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は認識しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
楠本 美砂	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
楠本 美砂	○	該当ありません	経営戦略・ブランディング・PR等の企業経営に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、独立した客観的な立場から当社経営に対する有益な助言を行っており、当社の取締役会のメンバーとして適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所規則で定める特別な関係・属性に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

補足説明

当社の取締役(非業務執行取締役を除きます。)の報酬等は、株主総会が決定した報酬等の限度内において、任意の諮問機関である報酬委員会の諮問を踏まえて、取締役会から授權された代表取締役社長が決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査部門及び監査法人は、以下の連携等により、各監査機能の質的向上を図っております。

- ・監査計画の相互の説明・報告
- ・定期的面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有
- ・監査活動への立ち合い

(監査役と内部監査部門との連携)

日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあたっております。

(監査役と監査法人との連携)

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

(内部監査部門と監査法人との連携)

必要に応じ会合を持ち、J - SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡邊 迅	弁護士													
田中 俊太	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 迅	○	該当ありません	弁護士であり、法律の専門家としての視点に基づく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できると判断し、選任しております。また、同氏は、東京証券取引所規則で定める特別な関係・属性に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
田中 俊太	○	該当ありません	公認会計士及び税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、会計・税務の専門家としての視点に基づく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できると判断し、選任しております。また、同氏は、東京証券取引所規則で定める特別な関係・属性に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役及び従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、コタエル信託株式会社を受託者とする「時価発行新株予約権信託」を設定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものに限定して記載しております。取締役の報酬等は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(非業務執行取締役を除きます。)の報酬等は、株主総会が決定した報酬等の限度内において、任意の諮問機関である報酬委員会の諮問を踏まえて、取締役会から授権された代表取締役社長が決定しております。

報酬の構成は、固定報酬を基本とし、以下2点の要素についても考慮しております。

- ・取締役の地位、職責等に応じた報酬
- ・業績を勘案した報酬。具体的には、直近事業年度の営業利益に一定の比率を乗じて算出された額を基本とし、期初予算の達成度に応じて算定する

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、社長室及び監査役付のスタッフが行っております。会議資料等は十分に検討する期間を確保できるように可能な限り早期に配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘、専務取締役佐々木 耕平、河野 智晃、小久江 省隆、社外取締役楠本 美砂の5名で構成されております。重要な事項は全て取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、原則として毎月1回定期に開催しており、必要に応じて臨時機動的に開催することとしております。本書提出日現在の構成員は、常勤監査役(議長)佐藤 美年、社外監査役渡邊 迅、田中 俊太の3名で構成されております。

監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるように努めております。

c. 経営執行会議

会社の業務執行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員により構成する経営会議を原則として週1回開催しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘、専務取締役佐々木 耕平、河野 智晃、小久江 省隆、常勤監査役佐藤 美年、常務執行役員加藤 博己、波多 大樹、新山 純、沈 天聖環の9名であります。ここでは情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、取締役会から委嘱を受けた事項について決定しております。なお、経営執行会議には、常勤監査役が毎回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

d. 会計監査人

当社は、ESネクスト有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会及び内部監査担当者と連携し、会計監査の実効性を高めるように努めております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長、コーポレート本部管掌役員を副委員長として、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員により構成されております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、専務取締役小久江 省隆(副委員長)、佐々木 耕平、河野 智晃、常務執行役員加藤 博己、波多 大樹、新山 純、沈 天聖環の8名であります。コンプライアンス委員会は取締役会の直属機関としてコンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの取り組みに関する協議の他、コンプライアンスの推進を行っております。

f. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、コーポレート本部管掌役員を委員長として、常勤取締役及び常務執行役員以上の執行役員により構成されております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘、専務取締役小久江 省隆(委員長)、佐々木 耕平、河野 智晃、常務執行役員加藤 博己、波多 大樹、新山 純、沈 天聖環の8名であります。リスク管理委員会は取締役会の直属機関としてリスク管理規程に基づきリスク管理に関する方針、体制及び運営に関する協議、リスク管理事項の審議を行っております。

g. 内部監査

当社の内部監査は、原則として全部門に対して実施することとしております。当社の内部監査室は内部監査室長1名及び4名の内部監査担当者で構成され、代表取締役社長が承認した内部監査計画書に基づき、会計監査及び業務監査を実施しており、代表取締役社長から特に命じられた場合には臨時に監査を行う方針であります。

内部監査結果は代表取締役社長に報告され、被監査部門への改善指示、改善状況に対するフォローアップの実施により、その実効性を担保しております。

h. 報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、専務取締役小久江 省隆、社外取締役楠本 美砂の3名であります。報酬委員会は、取締役の報酬等の決定に係る基本方針及び報酬制度等について協議を行い、取締役会に答申しております。その答申を踏まえ、取締役会から授権された代表取締役社長が最終的な報酬額等を決定しております。

i. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく最低責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を選択しております。監査役会設置会社を選択した理由としては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断したためです。また、当社では、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況を鑑みて対応することが必要であると考えております。当社のような規模の会社では、取締役会の規模が大きくなる指名委員会等設置会社を選択すると、業務運営が非効率になると考えられます。当社では、現在、5名の取締役(うち社外取締役は1名)により取締役会を構成しており、いずれも業務に精通し深い知見と、財務・会計、リスク管理及びコンプライアンス等に関する知識、経験、専門性を有しておりますので、取締役会はバランス良く構成されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に出席いただくため、集中日を避けた開催となるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等も踏まえて、株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ公表しておりませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性点継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社HPへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は、現時点では開催しておりませんが、今後の開催について検討しており、主に代表取締役が説明を行う方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとのアナリスト・機関投資家向け決算説明会は、現時点では開催しておりませんが、今後の開催について検討しており、主に代表取締役が説明を行う方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算後の説明会の開催予定は現時点ではありませんが、海外の機関投資家とのIR面談の実施については検討しており、主に代表取締役が説明を行う方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページに掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部を担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「適時開示規程」を定め、業務・運営・業績等に関する重要な情報を迅速・正確かつ公平に開示する体制を整えております。これにより、会社株式等の公正な価格形成及び円滑な流通の確保、並びにインサイダー取引の未然防止を図り、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係の構築に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「人」を大切にす価値観を経営理念の中核に掲げ、事業活動にとどまらず、地域社会との関わりや環境への配慮も重要な責務であると考えております。その一環として、主要拠点においては、定期的に周辺地域の清掃活動を実施しており、地域の環境美化に貢献しております。また、地域で開催されるイベントにも積極的に参加し、地域の皆様との交流の機会を大切にしております。今後とも、こうした身近な活動を通じて、「人」とのつながりを大切にす企業風土の醸成に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会の実施や国内外の機関投資家へのIR訪問を計画しております。さらに、当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要に応じて見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

1. 経営管理に関する体制

(1) 業務執行に関する体制

取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項及び経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受ける等して、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行の監査をしております。

業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、取締役及び役付執行役員で構成する経営執行会議を設置しております。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会への付議事項その他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受けております。監査役は、経営執行会議に出席の上、意見を述べることであります。

(2) 取締役等の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役等の職務執行に関する情報を文書または電磁的記録媒体に記録し、その記録媒体の性質等に応じて適切な保存、管理を行っております。

(3) 内部監査に関する体制

取締役等の職務執行の適正及び効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するとともに、必要に応じて各部門に改善を勧告しております。

2. リスク管理に関する体制

経営に重要な影響を与えるリスクを統合的に管理するため、リスク管理委員会を設置しております。また、リスク管理委員会の審議結果については、必要に応じて、取締役会に付議しております。

非常災害その他当社の財産、事業活動に重大な影響を与える事象は発生したときの情報伝達及び対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え、定期的に訓練等を実施しております。

法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織及び社内規程等を整備し、適切に運用しております。

3. コンプライアンスに関する体制

法令遵守を旨として経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス委員会の審議結果については、取締役会に報告しております。

法令・ルール・社会規範の遵守に関する基本的事項を定めるため、企業行動憲章を制定・周知しております。

コンプライアンス違反事象の未然防止及び早期発見・改善のため、通常の業務レポートラインとは別に、内部通報窓口を社内及び社外に設置しております。また、内部通報規程に基づき、通報者の保護を図っております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、対応部署を定め、社内規程の整備及び相談窓口の設置を行うとともに、外部機関と連携して対応しております。

4. 監査に関する体制

(1) 監査役の職務の補助者に関する体制及び補助者の取締役からの独立性に関する体制

監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する職員を置いております。
監査役補助者は、その業務執行に際し、取締役の指揮命令を受けないこととしております。
監査役補助者の異動及び評定にあたっては、監査役の意向を尊重しております。

(2) 監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役等は、取締役会及び経営執行会議の付議事項について、監査役からの求めに応じ報告しております。

取締役等は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告しております。

取締役等は、重要な決裁文書については決裁後速やかに、また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供しております。

代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う機会を設けております。

内部監査室は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告しております。

(3) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益を受けないことを確保するための体制

取締役等は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行わないことを定めております。

(4) 監査費用等に関する事項

監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、速やかに当該費用等を支払うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断し、排除していくことを目的とする「反社会的勢力対応規程」を定めております。

反社会的勢力排除の主管部門はコーポレート本部と定め、コーポレート本部長をその統括責任者としており、反社会的勢力に関する情報収集と管理を行っております。

また別途、反社会的勢力との関係を遮断・排除するための調査方法、反社会的勢力が接触してきた場合の対応方法等について定めたマニュアルを整備しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

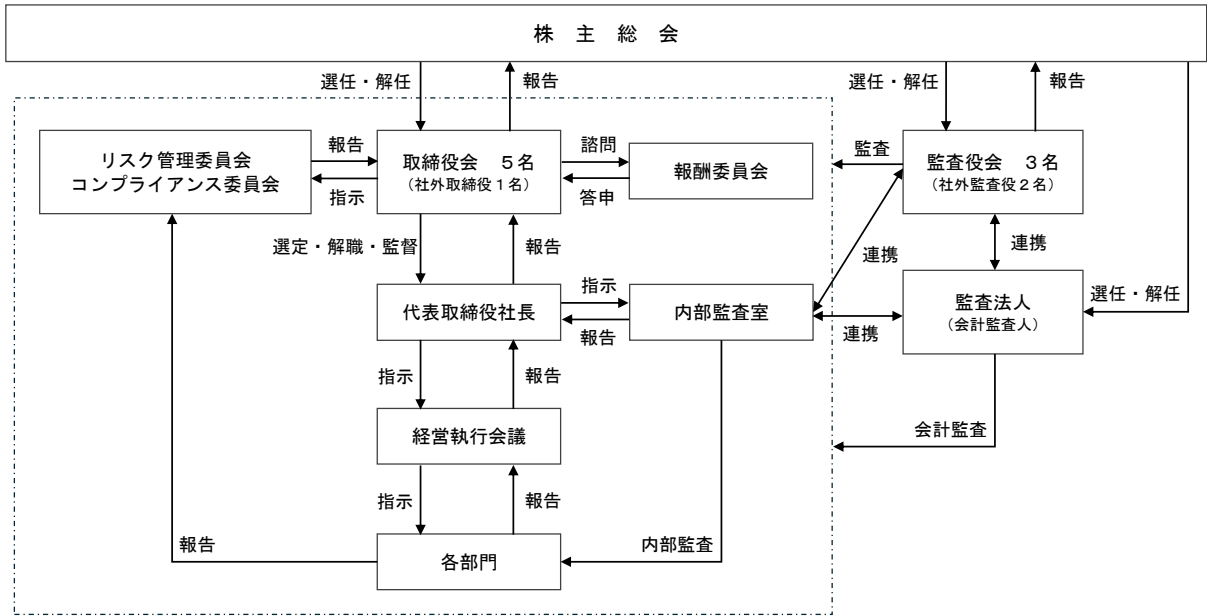
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

